

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成27年7月27日

新潟市監査委員 貝瀬 壽夫
 同 宮本 裕将
 同 水澤 仁
 同 小泉 仲之

平成26年度包括外部監査
 「生活保護に関する事務の執行等について」

新潟市長が講じた措置

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
43	秋葉区健康福祉課	<p>指摘事項 No.1 第4章 生活保護業務 第1 面接相談</p> <p>自動車を保有していないことが保護申請の要件であるかのように説明している事案が多く見られた。面接相談者は保護要件と保護決定後の処分指導とを明確に区分した認識を持つようにされたい。</p>	<p>自動車の保有については、保護申請の要件ではありませんが、開始決定後に保有が認められない場合もあり、不利益が生じることのないように否認となる可能性も合わせて説明をしております。今後は、申請権の侵害と受け取られることがないように面接相談員やケースワーカーに周知徹底を図り、より適切に説明してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
44	全区保護担当課	<p>指摘事項 No.2 第4章 生活保護業務 第1 面接相談</p> <p>面接記録票の申請の意思の有無欄にチェックされていないケースがわずかながらあった。全件において必ずチェックされたい。</p>	<p>申請意思の確認は実施しておりますが、一部に記載漏れがありました。面接相談員等に記載の徹底を周知すると共に、面接記録票回付時に、上席者が申請意思の有無欄の記入漏れについてチェックしていく体制といたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
57	全区保護担当課	<p>指摘事項 No.3 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>保護申請時の収入申告書の徴集について不十分なケースがわずかながらあった。収入申告書は保護の要否判断をするには必要不可欠の資料であるため、的確に徴集されたい。</p>	<p>保護申請時において、必要な内容を確実に記入した収入申告書を確実に徴集し、収入申告書を徴集できない特別な理由があった場合は、その旨をケース記録に記載するようケースワーカーに周知し、新規ケース決裁時に査察指導員が書類の添付漏れがないよう添付書類確認一覧表を基にチェックを徹底す</p>

58	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.4 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>ホームレス申請や入院中の申請等合理的な理由が記録上見当たらないケースがわずかながらあった。合理的な理由のない限り、申請後1週間以内の訪問調査を励行されたい。</p>	<p>ることといたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>申請受理時に訪問の約束を取り、1週間以内に訪問調査を実施するよう徹底してまいります。</p> <p>また、入院かつ危篤の場合や申請後一時的に連絡が取れなくなった場合など、止むを得ず1週間を超える場合はその理由をケース記録に記載し、申請者の状況把握を行ってまいります。</p>
58	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.5 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>申請時の資産調査において預金・保険の調査等がなされているが、その結果の一覧表が綴られているケースと綴られていないケースがあった。必要な調査がなされていることを明確にするためにもこの一覧表を綴るようにされたい。</p>	<p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>預金・保険の調査結果一覧を必ず綴るようケースワーカーに周知徹底をはかり、新規ケース決裁時に一覧が綴られているか査察指導員が添付書類確認一覧表を基にチェックを徹底することといたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
59	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.6 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>絶対的扶養義務者への扶養照会は概ね適切になされていたが照会書の発送時に住所が変わっていたため戻ってきたものをそのまま放置していたケースや照会しない理由が不明なものがわずかながらあった。合理的な理由のない限り照会を励行されたい。</p>	<p>住所変更により戻された照会書については、住民基本台帳、戸籍附票の再徴取または当該保護世帯へ聞き取りを行い、新住所を調査し再照会を行ってまいります。また、その内容をケース記録に記載し、新規ケース決裁時に査察指導員が添付書類確認一覧表を基にチェックを徹底することといたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
64	西区 保護課	<p>指摘事項 No.7 第4章 生活保護業務 第4 保護決定 1 保護開始</p> <p>保護申請があった後、2週間以内に保護の要否決定がされたケースとされなかったケースがほぼ同数となっていた。事務処理の遅れを理由とすることなく、可能な限り2週間以内に決定されたい。</p>	<p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>査察指導員が申請状況を把握する補助簿などを活用して進行管理を行い、特別な理由がない限り、2週間以内に保護の要否を決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
70	江南区 健康福 祉課	<p>指摘事項 No.8 第4章 生活保護業務 第4 保護決定 2 却下及び取下げ</p> <p>事後フォローの必要がないと認められるためには、年金受給権の発生と年金額が最低生活費を超えるという前提が必要であるところ、保護台帳には年金受給権の発生については裏付け資料が全くないばかりか、年金額について何らの記載もなかった。収入認定額が最低生活費を超えていることを理由に保護申請の却下をした場合において事後フォローの必要がないと認めた</p>	<p>年金収入によって申請を却下する場合、保護台帳に年金受給権、受給年金額の資料を添付し、却下後フォローの必要がないと認めた時には、保護申請者が生活に困窮しない状況にあることを記録し、却下決裁時に上席者が確認することといたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

70	秋葉区 健康福祉課	<p>ときには、保護申請者が生活に困窮しない状況にあることを保護台帳に記録し、かつ、その裏付け資料を編綴されたい。</p> <p>指摘事項 No.9 第4章 生活保護業務 第4 保護決定 2 却下及び取下げ</p> <p>ハローワークを週3回以上利用、週1度は応募せよとの保護廃止前の指導は、被保護者に無駄、無理を強いるものであった。同指導を前提として、指導義務違反を理由に保護の再申請を却下する場合には、当該指導が再申請者に対し無駄・無理を強いる内容になっていないか等その合理性について十分に検討されたい。</p>	<p>就労指導義務違反により、保護受給者の指導指示または保護申請者の申請却下を実施する場合、その指導内容は受給者または申請者の年齢、能力等を加味し、課長協議等により組織的に判断してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
71	中央区 保護課	<p>指摘事項 No.10 第4章 生活保護業務 第4 保護決定 2 却下及び取下げ</p> <p>申請者の親族が申請者の口座を使い借入金の返済をしていた場合の口座残高に関し、「主の所持金とみなされる」旨説明がなされた。しかし、当該口座の開設経緯や入出金状況によっては、法的には、預金口座の名義人が預金者であるとは限らないため、預金の収入認定の説明をなすに際しては、保護申請に対する不適切な働きかけとならないよう、預金口座の名義のみを根拠に断定的な説明をしないよう心がけられたい。</p>	<p>当該口座の開設経緯や入出金状況預金等を含めて調査を行い、預金口座の名義人と実際の預金者を判断した上で申請者の収入か否かを判断し、申請者に対し適切な説明を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
74	全区 保護担当課	<p>指摘事項 No.11 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 1 援助方針</p> <p>就労を支援・助言する等具体性を欠く援助方針が見受けられたため、例えば新潟市就労支援プログラムに参加させるための方策等具体的な方針を策定されたい。</p>	<p>就労阻害要因が無く、就労・求職指導が妥当と判断した者は、就労支援プログラムを活用できるよう積極的に支援し、個々に具体的な支援方法を援助方針に記載してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
81	全区 保護担当課	<p>指摘事項 No.12 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 2 訪問調査</p> <p>保護開始後の3ヶ月は毎月1回は訪問し被保護者の生活実態を把握する必要があるところ、的確に訪問調査がされていないケースが半分以上あった。少なくとも格付けどおりの頻度で訪問調査を励行されたい。</p>	<p>長期入院・入所等で生活実態が確実に把握されている者は個別に検討し、それ以外は新規保護開始後3ヶ月は毎月1回家庭訪問の実施を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

81	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.13 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 2 訪問調査</p> <p>訪問格付の変更において、保護開始から3ヶ月の経過をもって機械的にCもしくはDに格付変更がなされていたケースが多かった。問題を抱える被保護者については安易にこのような変更をせず訪問調査を充実されたい。</p>	<p>保護開始後直ちに求職指導となる者や、複合的な問題を抱え解決に向け継続して支援する必要がある者は、3ヶ月経過時に援助方針を見直すとともに、支援の実態に即した適切な訪問格付けを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
81	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.14 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 2 訪問調査</p> <p>格付変更後の訪問調査が格付どおりに行われていないケースが約半分あった。十分な就労支援等のためにも訪問調査の重要性を十分意識して訪問調査を励行されたい。</p>	<p>家庭訪問の進行管理を毎月組織的に行い、未実施世帯については事情を聴取し、訪問の妨げとなる理由がないことが判明した場合は早急に訪問を実施し、生活実態の把握を行ってまいります。</p> <p>また、実施困難な場合は原因を分析し、訪問調査実施に向け対策を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
84	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.15 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 3 収入調査</p> <p>収入申告書の不提出や何ヶ月分もの申告書の一括提出が散見された。被保護者の生活実態に合わせて適切な頻度で確実に徴集されたい。</p>	<p>収入申告状況等を月別・人別に記録する就労・求職状況管理台帳を活用し、ケースワーカーが提出状況を逐次管理するとともに、遅延者には確実な提出を指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
86	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.16 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 4 課税調査</p> <p>課税調査の突合作業が毎年8月中に終了していない区があった。調査結果を8月分の保護費に反映させるためにも毎年6月から8月は課税調査に集中して作業されたい。また、その調査結果を踏まえての法78条の処理も年度内の処理を徹底されたい。</p>	<p>今後は、適正な対応と進行管理を行い、8月中に作業を終了し、8月分の保護費に反映させるよう取り組んでまいります。また、法78条の処理状況を進行管理補助簿により管理し、年度内の処理を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
95	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.17 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 6 債務整理</p> <p>債務整理が適切に指導されなかったケースが半数にのぼった。その内訳をみると、何ら指導がなされなかったケースが大半であった。被保護者に債務がある場合には、まずは法テラスの無料法律相談を受けるよう指導するべきである。法テラスに繋いだ後は、その進捗をフォローしていけばよい。何ら指導がなされず放置されている債務がないように徹底されたい。</p>	<p>保護申請者、受給者の債務が判明した場合には、速やかに市消費生活センター等の専門機関へ相談し債務整理を行うよう指導支援してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

117	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.18 第4章 生活保護業務 第6 不動産保有</p> <p>被保護者が不動産を保有しているケースで名寄帳・登記簿謄本が収集されていないケースがあったが、保有の可否を判断するためには必要不可欠な資料のため、保護申請後早期に全件漏れなく収集されたい。また、これらの資料を踏まえて保有の容認・否認の検討がされるがその検討結果表が綴られているケースと綴られていないケースがあったため、検討結果表も保護台帳に綴られたい。</p>	<p>保護申請者の多くは資産もなく困窮している場合が多く、不動産調査が不要なケースが多い状況のため、今後は、相談面接、訪問調査等を徹底し、不動産調査が必要なケースを的確に把握した上で不動産調査を進めてまいります。併せて挙証資料の管理を含め資産保有台帳（個票）、資産（不動産）保有台帳（一覧）を保護台帳に綴り、査察指導員による点検を行い、確実に実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
118	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.19 第4章 生活保護業務 第6 不動産保有</p> <p>保有不動産の共有者との関係調査や処分指導がされていない。多くは遺産分割未了ケースであるため、遺産分割協議や登記手続、共有者との調整等について指導されたい。</p>	<p>共有者のある遺産分割未了ケースについては、順次関係人について再調査を行い、分割協議の進捗状況を聴取・把握してまいります。次に資産台帳や援助方針を適宜変更・回付し、組織として状況把握を行いつつ、適切な指導、助言を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
118	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.20 第4章 生活保護業務 第6 不動産保有</p> <p>保有不動産について適切な指導を行うため、定期的な保有要件のチェック及び評価替えが必要である。保有不動産の台帳を充実させ定期的にチェックできる体制を整えられたい。</p>	<p>固定資産税の評価替えが実施される際や、状況に変化が生じた際に再調査を行い、資産保有台帳を更新し、併せて1年に1回保有要件のチェックを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
144	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.21 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有</p> <p>車検証の徴収し忘れもしくは保護台帳への綴り忘れと見られるケースが数件あった。自動車保有ケースの全件において車検証を徴収し、かつ、保護台帳に綴るように留意されたい。</p>	<p>1年に1回点検時期を設け、また添付書類確認一覧表を基に書類の徴収忘れや綴り忘れの防止策に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
144	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.22 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有</p> <p>適切な時期にケース診断会議が開催されていないケースが全体の約2割にものぼった。保有開始から3か月を経過してなおケース診断会議を経ずに保有されている自動車がないように徹底されたい。</p>	<p>査察指導員が自動車保有台帳等により進行管理を行い、適正な時期にケース診断会議を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
146	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.23 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有</p> <p>一定期間経過後にケース診断会議で再検討するとされながら、再検討がされない、ないしは</p>	<p>査察指導員が自動車保有台帳等により進行管理を行い、適正な時期にケース診断会議を行ってまいります</p>

		再検討が遅れたケースが数件あった。ケース診断会議で再検討するとされた場合には、査察指導員が再検討の時期を把握し、時期を逃さず会議を開催するようにされたい。	ます。 【方針決定】
146	全区 保護担 当課	指摘事項 No.24 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有 ケース診断会議結果表の保護台帳への綴り忘れが散見された。同結果表は、備忘のため及び将来的な引継ぎのためにも、必ず保護台帳に綴るべきである。	査察指導員が、ケース記録や援助方針見直し決裁時に添付書類確認一覧表を基に点検し綴り忘れ防止策に取り組んでまいります。 【方針決定】
146	全区 保護担 当課	指摘事項 No.25 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有 自動車保有認否の決定のためのケース診断会議の開催に当たり、【資 7-3】調査票書式を利用していないケースが散見された。同書式を利用し、必要事項を全て埋めることで、保有容認要件の検討漏れを防止することができる。【資 7-3】調査票書式を利用するよう徹底されたい。	調査票書式を利用し、保有容認要件の検討漏れ防止策に取り組んでまいります。 【方針決定】
147	全区 保護担 当課	指摘事項 No.26 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有 保有容認要件該当性について疑問のあるケースが数件見られた。特に、公共交通機関の利用についての検討が曖昧になっているケースが多い。保有容認要件該当性、特に公共交通機関の利用可能性については、電車やバスの時刻、所要時間、乗継等について具体的に検討すべきである。	厚生労働省からの通知に基づき、公共交通機関利用の可能性について個別、具体的に検討を行ってまいります。 【方針決定】
147	全区 保護担 当課	指摘事項 No.27 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有 保有容認要件の定期的な点検について、就業場所が変更になったにもかかわらず、保有容認要件の再検討を行っていないケースが数件あった。通勤用自動車の保有を認めたケースで、被保護者の就業場所が変更になった場合には、必ず保有容認要件の再検討を行うよう注意されたい。	自動車保有容認者からの申し出や収入申告書の内容確認作業により就業場所の変更を把握した際は必ず診断会議を実施し、再検討を行ってまいります。 【方針決定】
147	全区 保護担 当課	指摘事項 No.28 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有 保有容認後に車検の更新があったケースのうち、4分の1強のケースで更新後の車検証を徴していなかった。車検の更新時期に注意し、更新後の車検証を確実に徴するよう留意されたい。	1年に1回点検時期を設け、車検証の徴収忘れや綴り忘れの防止策に取り組んでまいります。 【方針決定】

148	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.29 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有</p> <p>処分指導保留について、「おおむね 6 か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる」という要件に該当しないと考えられるにもかかわらず、処分指導が保留されたケースが数件あった。被保護者の自立を助長するという観点、また、新潟市内は中心部を除き公共交通機関の利用が不便であることを考慮すれば、就労の蓋然性についてある程度緩やかに考えることも必要ではあるが、就労の見込みが乏しいような場合にまで上記要件に該当するとの判断をすることは、単に処分指導を遅らせるだけの結果になりかねない。同要件を緩やかに解しすぎることをのまないよう注意されたい。</p>	<p>厚生労働省の通知や、新潟市自動車保有世帯指導マニュアルに基づき、自立の助長と就労の可能性をケース診断会議で慎重に判断し、処分指導保留の要件に該当しないものは処分指導を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
148	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.30 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有</p> <p>処分指導を適切に行っていないケースが約半数にのぼった。処分指導は保有否認後ないしは処分指導保留期間経過後直ちに着手すること、及び指導に当たっては、指導開始当初から、処分したことの証明書類を提出する必要があることを必ず説明するよう徹底されたい。</p>	<p>査察指導員が自動車保有台帳等により進行管理を行うことで適正な時期に適正な処分指導を行ってまいります。また、処分したことを証す書類提出の必要性を処分開始時に必ず説明するようケースワーカーに周知徹底を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
163	北区 健康福 祉課 南区 健康福 祉課	<p>指摘事項 No.31 第4章 生活保護業務 第8 自立支援</p> <p>北区、南区の担当ケースワーカーが選定した被保護者のうち、6 ないし 5 割がその後の手続きにより支援対象者から除外されている。支援開始率が 4 ないし 5 割と比較的低く自立支援対象者の選定がややあまいと言わざるを得ない。担当ケースワーカーは新潟市就労支援プログラム実施要綱 3 の選定条件を十分に考慮の上、支援対象者の選定を適切に行うよう心がけられたい。</p>	<p>組織として稼働能力があると判断した者には、公共職業安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業につなげる支援を実施しています。公共職業安定所においてもその事業の充実のため多くの方の参加を求めており、入口は狭くせずより多くの被保護者に就労自立の機会を提供するため、今後も積極的に生活保護受給者等就労自立促進事業につなげる支援を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
166	中央区 保護課 秋葉区 健康福 祉課 南区 健康福 祉課	<p>指摘事項 No.32 第4章 生活保護業務 第8 自立支援</p> <p>監査人の 2 度の要請にも拘わらず、中央区、秋葉区、南区の 3 区は就労支援の具体的事例を挙げるができなかった。同 3 区においては、支援対象者の取組状況が適切に把握されていないのではないかとと思われる。同 3 区においては就労支援プログラムのマニュアルに従い支援対象者からの就労支援事業取組状況等報告書の徴集と担当ケースワーカーの連絡、面接、訪問等による状況把握とその記録により、支援対象者の取組状況を組織的かつ的確に把握することを心がけられたい。</p>	<p>今後は、ケースワーカーと就労支援相談員の連携を密に、マニュアルに基づき適正な事務の遂行、取組状況の的確な把握を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

175	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.33 第4章 生活保護業務 第9 ケース診断会議</p> <p>適切な診断員によりケース診断会議が実施されていないケースが全体の約5%あった。ケース処遇の充実を図るとともに、ケース取扱いの妥当性を確保するためには、豊富な経験を有する診断員がケース診断会議に参加することが必要であるし、診断員の人数を確保することで多様な意見を取り入れることが可能となる。ケース診断会議の開催に当たっては、一部の診断員を欠いたまま安易に会議を開催することのないよう注意されたい。</p>	<p>ケース診断会議を事前に準備し、協議を行っております。しかし、早急な対応が求められる場合もあり、診断会議を準備しては間に合わず、課長、課長補佐、担当査察指導員、担当ケースワーカーによる協議で対応を決定することもあります。今後は、ケース診断会議、課長協議との位置づけを明確にし、適切な審査検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
176	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.34 第4章 生活保護業務 第9 ケース診断会議</p> <p>ケース診断会議での結論が妥当性を欠く（又は妥当性について疑問がある）と考えられるケースが若干あった。これらのケースの内訳を見ると、おおむね、要件に該当する事実の確認が不十分なケースか、事実確認に問題はないが、当該事実では要件を満たさないと考えられるケースであった。ケース診断会議の対象ケースについては、当面の対応についての協議や過渡的な判断をする場合を除き、必要な事実確認を全て終えてからケース診断会議を開催すべきである。また、要件該当性については1つ1つの要件を個別具体的に検討すべきである。</p>	<p>生活保護の目的は、最低生活保障と自立助長であるため、ケース診断会議においても、要件の該当性について自立の可能性を重視する場合があります。今後は、該当性の判断に重要な会議資料の整備を行い、必要な事実確認を行ったうえで、ケース診断会議を開催し、個別具体的な検討を重視してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
177	北区 健康福 祉課	<p>指摘事項 No.35 第4章 生活保護業務 第9 ケース診断会議</p> <p>北区では、ケース診断会議の対象ケース全般について、事前準備としてケースワーカーがレジユメを作成していない。単に関係資料を準備するだけでなく、レジユメを作成することで、実効性のある会議が可能となる。北区においては、今後、ケース診断会議の開催に当たりレジユメを作成されたい。</p>	<p>レジユメを作成し、会議の事前資料の整備を図った上でケース診断会議を既に開催しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
196	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.36 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収</p> <p>決定通知書に返還ないし徴収決定金額の算定根拠の記載漏れがあるものが散見された。決定通知書に、算定根拠の記載漏れがないよう注意すべきである。</p>	<p>保護費の返還および徴収の算定根拠の記載漏れを防ぐため、算定根拠を添付する様式に決定通知書を変更します。また、記載漏れのないようケースワーカーに周知するとともに、上席者が決裁時に点検を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

196	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.37 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収 法第 63 条と法第 78 条の区分が適切になされていないケースが数件あった。法第 63 条及び法第 78 条の適用に当たっては、いずれの法条を適用すべきか、また、対象期間を 2 つに区分し、前の期間に法第 63 条、後の期間に法第 78 条を適用すべきではないかなど、慎重に検討すべきである。</p>	<p>法第 63 条と法第 78 条の区分について、ケースワーカーに再認識を図るとともに、いずれの法条を適用すべきか慎重に検討し、査察指導員が決裁時に内容の点検を行い、適切に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
197	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.38 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収 法第 63 条の適用に遅れがあるケースが数件あった。法第 63 条適用の処理については、特段の理由がない限り、資力発生の発見から 2 か月以内には終わらせるべきである。個別の事情により処理に 2 か月以上を要する場合であっても、その間は被保護者と密に連絡を取ることで、返還すべき金員を費消させることのないよう注意すべきである。また、いかなる個別事情があろうとも、資力発生の発見から法第 63 条適用の処理を終えるまでに 6 か月を経過しないよう厳守すべきである。</p>	<p>法第 63 条の適用手続について、ケースワーカーに再認識を図るとともに、査察指導員が適正な進行管理を行い、法第 63 条の適用による費用返還処理を速やかに実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
197	全区 保護担 当課	<p>指摘事項 No.39 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収 法第 78 条の適用に遅れがあるケースが若干あった。法第 78 条の適用処理に当たっては、不申告等が発見されてから法第 78 条処理の終了までに 6 か月を経過することのないよう努力すべきである。</p>	<p>法第 78 条の適用手続について、ケースワーカーに再認識を図るとともに、査察指導員が適正な進行管理を行い、法第 78 条の適用による費用徴収処理を速やかに実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
198	北区 健康福 祉課	<p>指摘事項 No.40 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収 北区では、法第 63 条及び法第 78 条の決裁を得るための起案書に必要な情報が記載されていないものが散見された。法第 63 条及び法第 78 条の決裁を得るための起案書を正確に記載するよう徹底されたい。</p>	<p>必要な情報を記載するために起案書様式を見直し、必要な項目を記載した様式を作成、統一して活用してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
198	中央区 保護課	<p>指摘事項 No.41 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収 中央区では、法第 63 条及び法第 78 条の適用処理の遅れが多く見られた。処理スピードを向上させるよう努力されたい。</p>	<p>査察指導員が、進捗状況について担当ケースワーカーに適宜確認し、適用処理の遅れがないよう取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

206	東区 保護課 西区 保護課	<p>指摘事項 No.42 第4章 生活保護業務 第11 生活保護の廃止</p> <p>転出が保護廃止の要件であるにも拘わらず、転出前に廃止決定がなされている。被保護者の都合により廃止決定をする場合は認められるが、そうでなければ転出することがほぼ確実であったとしても、被保護者の転出（廃止要件）を確認した後に廃止決定をなすよう是正すべきである。</p>	<p>厚生労働省は、転出につき客観的な資料で確認できた場合に転出日前に保護廃止決定を行うことは違法とはならないとの見解を示しております。また、事前に被保護者と協議し、被保護者の意思や、転出に係る客観的な資料を確認し、転出の廃止決定を行っております。</p>
207	東区 保護課 中央区 保護課	<p>指摘事項 No.43 第4章 生活保護業務 第11 生活保護の廃止</p> <p>保護の停止と廃止との適用区分は保護の必要性の喪失が一時的か恒常的か、不確実か確実かにあるため、保護の必要性の喪失が恒常的、確実といえないような状況にあるときには保護廃止にせず一旦保護停止とし、様子を見るべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり保護から自立する状態が一時的か恒常的等の判断により、保護停止を行うことがありますが、恒常的な場合に保護廃止することも適正な対応と考えております。今後は、個々の状況を適切に把握し、より慎重に個別な判断を行ってまいります。</p>
207	中央区 保護課	<p>指摘事項 No.44 第4章 生活保護業務 第11 生活保護の廃止</p> <p>逮捕勾留された被保護者が保釈されない限り起訴により保護の廃止とすべきである。起訴事実の把握にあたっては、刑事弁護人に対する照会を試みられたい。</p>	<p>弁護士会、検察庁等に確認したところ起訴に係わる情報提供はできないと回答があり、照会する弁護士の把握も困難な状況です。起訴されたことを把握することができない以上、不起訴、釈放の可能性もあるためすぐに廃止にはできないと考えております。逮捕された場合、一旦停止し、状況把握に努め、把握できた時点で適正に対応してまいります。</p>
212	人事課 中央区 保護課	<p>指摘事項 No.45 第5章 生活保護の実施体制 第1 職員体制</p> <p>平成25年4月時点において保護世帯2,744世帯の中央区のケースワーカーの標準数は34名(2,744世帯÷80=34.3人)である。また、同区査察指導員の標準数は5名(ケースワーカー33人÷7=4.7人)である。しかし、平成25年4月時点において保護世帯2,744世帯に対し担当ケースワーカーは33名しかおらず、1名不足しているため、ケースワーカーを1名増員されたい。また、査察指導員は4名しかおらず1名不足しているため、査察指導員も1名増員されたい。</p>	<p>中央区のケースワーカーの配置については、平成27年4月時点で、国が示す標準数を満たしております。今後も、80世帯を増すごとに一人という、国の基準に沿って適正配置に取り組んでまいります。</p> <p>また、査察指導員の標準数については、厚生労働省通知による目安であり、市全体の配置の中で、できるだけ標準数を満たすよう取り組んでまいります。</p>
44	全区 保護担 当課	<p>意見 No.1 第4章 生活保護業務 第1 面接相談</p> <p>少額の現金預金保有者の相談においても資産活用を促す扱いが多いように見受けられた。その対応自体誤りではないし、ほとんどのケース</p>	<p>相談中に保護申請書の交付を希望する場合は交付しており、交付しない場合においても、その後急迫が予想される者への事後フォローは実施しておりま</p>

59	全区 保護担 当課	<p>で事後フォローもなされていたが、相談者の生活の不安感を考えると、このような場合にはできる限り相談時に申請書用紙を交付し、所有資産が最低生活費を下回ったら早期に申請するよう助言されたい。</p> <p>意見 No.2 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>預金照会において申請者の住所歴も考慮した適切な照会がなされているが、新潟県外から初めて新潟市に来たホームレスの申請についても定型的な新潟市内の金融機関への照会がなされている。このような照会が必要なかやや疑問であり、事務の効率化のためには省略してもよいのではないかと思われる。</p>	<p>す。今後も申請権を侵害しないよう配慮してまいります。なお、申請書は窓口カウンター等に常備されており、相談の経過に関わらず、入手可能となっております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>法第29条預貯金照会において新潟市内の金融機関に必ず照会することになっています。転入申請者においても調査により預貯金が判明することもあり、省略することは調査に漏れが生じる危険性があると考えております。調査の適正を維持しつつ、事務の効率化を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
60	全区 保護担 当課	<p>意見 No.3 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>扶養義務者の調査において戸籍・除籍謄本の収集に担当者によってバラツキが見受けられた。絶対的扶養義務者や遺産分割未了の相続財産等の確認のため、どのような資料を収集すべきか明確にするマニュアルを作成されたい。</p>	<p>厚生労働省も扶養義務調査のフロー図を示し、実施要領にも基本的な取扱いが明確に記載されているためマニュアルの必要性について平成28年9月までに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
60	全区 保護担 当課	<p>意見 No.4 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>不動産の保有については申請者自身が保有していることの認識がないケースがあった。申請者からの聞き取りだけでなく、全件で名寄帳あるいは無資産証明を収集すべきではなかろうかと思われる。</p>	<p>保護申請者の多くは資産もなく困窮しているケースが多く、不動産調査が不要なケースが多い状況のため、今後は、相談面接、訪問調査等を徹底し、不動産調査が必要なケースを的確に把握した上で不動産調査を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
61	全区 保護担 当課	<p>意見 No.5 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査</p> <p>資産調査においては、申請者の両親等の死亡による遺産分割未了の資産（特に不動産）が存在することもあるが、記録を見る限りあまり注意が払われていないように見受けられた。そのような資産の有無についても留意し、調査されたい。</p>	<p>相続した資産保有の可否判断、法63条に基づく保護費返還処理等行政処分等の事務手続きを、ケースワーカーが速やかに行えるよう査察指導員が支援し、記録の回付を通じて組織的に進行状況が把握できる環境づくりに努めてまいります。特に不動産については、相続の進捗状況に合わせ、名寄帳や登記簿等を適宜請求・確認のうえ実態を把握し、資産台帳の更新を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
82	全区 保護担 当課	<p>意見 No.6 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 2 訪問調査</p> <p>訪問調査が格付どおりに行われていない原因の1つは、ケースワーカーの負担の大きさにあ</p>	<p>問題を抱えている被保護者に対しては、査察指導員が同行訪問、面接を行うなどケースワーカーの負</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

		<p>と思われる。特に問題を抱えている被保護者については担当ケースワーカーを組織として支えていく方策を考慮されたい。</p>	<p>担軽減に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
89	全区 保護担 当課	<p>意見 No.7 第4章 生活保護業務 第5 保護開始後の調査等 5 年金調査</p> <p>現在、年金調査員は東区に1名が配置されているだけであるが、年金制度の複雑さや今後の年金制度の改正により年金受給者が増える可能性もあることを考えると他区でも年金調査員を配置することも有意義であると思われる。</p>	<p>年金制度は複雑であり、今後の改正に伴い制度に精通した年金調査員を配置することは、適正な保護の実施には必要と考えておりますので、他区についても年金調査員の充実を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
119	全区 保護担 当課	<p>意見 No.8 第4章 生活保護業務 第6 不動産保有</p> <p>不動産の保有を容認するか否かについては個別具体的に、地域住民との比較において、居住用不動産としてその価値が著しく不公平にならないか等、住民意識や世帯の事情等を十分勘案して検討されたい。</p>	<p>厚生労働省の通知により不動産の保有要否のケース診断会議等で検討する目安が示されており、それを基に保有の要否を判断しておりますが、近隣一般世帯との均衡を失うことがないことも判断基準としてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
119	全区 保護担 当課	<p>意見 No.9 第4章 生活保護業務 第6 不動産保有</p> <p>不動産を保有するケースにおいて、これまであまり利用されていないようであるが、可能な限りリバースモーゲージを利用するよう指導されたい。</p>	<p>該当が見込まれる世帯には、訪問等により保有者及び扶養義務者に制度説明を行い、理解を求めよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
122	全区 保護担 当課	<p>意見 No.10 第4章 生活保護業務 第6 不動産保有</p> <p>保有する不動産の共有状態の解消（遺産分割手続）や設定されている担保権の性質等、民法等の知識が必要なケースも多く見られるため、ケースワーカーにはこれら関係法規の研修が必要であると思われる。</p>	<p>登記簿謄本、名寄帳などの見方を含めた関係法規に係わる研修を年に1回開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
149	全区 保護担 当課	<p>意見 No.11 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有</p> <p>処分指導保留は例外的措置であるという点で、保有容認の場合と同様に慎重な判断が求められることから、処分指導保留はケース診断会議を開催して決定するよう「自動車保有世帯指導マニュアル」に明記することが望ましい。ただし、場合によっては、ケース診断会議よりも機動的で、かつ組織としての判断の慎重性を担保できる別の会議体を活用できるよう「自動車保有世帯指導マニュアル」を改定することも検討されたい。</p>	<p>自動車の保有、否認処分、保留については明らかな否認処分以外は組織的な検討、判断が必要と認識しております。ただ、迅速な対応が必要な場合、ケース診断会議では対応が困難なこともあり、それに代わる組織的な判断について平成28年9月までにマニュアルを改定いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

177	全区 保護担 当課	<p>意見 No.12 第4章 生活保護業務 第9 ケース診断会議</p> <p>経験の浅いケースワーカー、特に新人のケースワーカーについては、事案の処理について悩みを抱えることが多いと思われる。ケース診断会議の対象を広く解することは、新人ケースワーカーが一人で悩みを抱え込むことを防止するために有効な手段の一つであろう。ケースワーカーがケース診断会議に議題を挙げやすいような環境を作ることが望まれる。</p>	<p>被保護者が抱えている諸課題は複雑で対応困難な場合も多いことからケース診断会議に限らず、組織的に相談しやすい職場環境の構築に努めてまいります。</p> <p>【方針決定】</p>
199	全区 保護担 当課	<p>意見 No.13 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収</p> <p>新潟市では、法第63条及び法第78条の決定通知書について、空欄を埋めるタイプの定型の書式を用いておらず、個々のケースワーカーが任意に必要な事項を記載しているため、記載漏れが数多く生じている。法第63条及び法第78条の決定通知書について、空欄を埋めるタイプの定型の書式を作成することを推奨する。</p>	<p>保護費の返還および徴収の決定に係わる起案書に必要な情報を記載するために起案書様式を見直し、決定通知書に関しても必要な項目を記載した様式を作成、統一して活用してまいります。</p> <p>【方針決定】</p>
199	全区 保護担 当課	<p>意見 No.14 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収</p> <p>査察指導員が適用処理の進捗状況をチェックすることができるよう、法第63条及び法第78条の進捗状況一覧表を作成することを検討されたい。</p>	<p>適用処理の遅れがないよう査察指導員が、進捗状況について担当ケースワーカーに適宜確認しておりますが、より適正な進行管理を行うため、進捗状況一覧表の作成を平成28年9月までに検討してまいります。</p> <p>【検討中】</p>
199	全区 保護担 当課	<p>意見 No.15 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収</p> <p>法第63条の適用理由のうち、各種年金の遡及受給が過半数を占める。法第63条適用ケースを減少させるために、年金調査員の増員を検討されたい。</p>	<p>年金制度は複雑であり、制度に精通した年金調査員を配置し、適正な保護の認定を行うことで年金による法第63条適用は軽減が見込めると考えておりますので、他区についても年金調査員の充実を図ってまいります</p> <p>【方針決定】</p>
200	全区 保護担 当課	<p>意見 No.16 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収</p> <p>法第78条適用ケースの発見の端緒は、課税調査が圧倒的多数であったが、ケースワーカーが家庭訪問の際に不審な点に気づき、法第78条適用に至ったケースも複数見られた。法第78条徴収金の発生防止のために、課税調査の迅速かつ適切な実施及び訪問調査の充実を図られたい。</p>	<p>査察指導員が適正な進行管理を行い、課税調査の迅速かつ適切な実施及び訪問調査の充実を図ってまいります。</p> <p>【方針決定】</p>

224 228 232	人事課 中央区 保護課 南区 健康福 祉課 西蒲区 健康福 祉課	<p>意見 No.17 第5章 生活保護の実施体制 第1 職員体制 平成 22 年度ないし同 23 年度に生活保護の現業経験のない査察指導員が新任で配置された。ケースワーカーを指導監督すべき査察指導員に現業経験のない者を配置することは適切ではないため、改められたい。</p>	<p>平成 24 年度からは現業経験者を査察指導員に配置するよう、異動方針を改めました。引き続き、その方針に沿って配置を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
215 224 226 227 230 231	人事課 北区 健康福 祉課 中央区 保護課 江南区 健康福 祉課 秋葉区 健康福 祉課 西区 保護課	<p>意見 No.18 第5章 生活保護の実施体制 第1 職員体制 平成 23 年度ないし同 25 年度に生活保護の現業経験のないケースワーカーが全体の半数ないし約半数の規模で新任配置された。ケースワーカーが概ね 3 年で異動している現状に鑑み、現業未経験者が 3 割以下となるようケースワーカーの入れ替えのタイミングに配慮されたい。</p>	<p>市全体の中で、適材適所や人材育成を考慮したジョブローテーション等に留意しながら配置しております。その中で、できる限り現業未経験者が過度とならないよう配慮してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
233 234 236	北区 健康福 祉課 中央区 保護課 西区 保護課	<p>意見 No.19 第5章 生活保護の実施体制 第1 職員体制 指導監督すべきケースワーカーの人数が標準の 7 人を超えているにも拘わらず査察指導員が他業務を兼務しており、他業務兼務が過剰な負担となっている。査察指導員の他業務兼務を改められたい。</p>	<p>査察指導員は保護業務の中核であり、進行管理の成否が業務の成果に直結し、ケースワーカーを指導していくため保護業務に精通していることが必要と考えております。他業務兼務については業務全体の見直しと併せて、適正かつ効率的に業務が行えるよう組織的に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
234 235 236	人事課 中央区 保護課 秋葉区 健康福 祉課 西区 保護課	<p>意見 No.20 第5章 生活保護の実施体制 第1 職員体制 任期付短時間職員による人員補充をしているため、実質的にはケースワーカーが不足している。任期付短時間職員による人員補充を改めるか、時短に見合うケースワーカーの増員を行うべきである。また、実質的にケースワーカーが不足しているにも拘わらず、他業務を兼務している。ケースワーカーの他業務兼務を改められたい。</p>	<p>任期付短時間職員による人員補充については、市全体の人員配置の中で考える必要があるため、ご指摘の趣旨を考慮して配置を行ってまいります。</p> <p>また、他業務兼務については業務全体の見直しと併せて、適正かつ効率的に業務が行えるよう組織的に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
239	全区 保護担 当課	<p>意見 No.21 第5章 生活保護の実施体制 第2 査察指導 保護台帳に編綴すべき表などの書類や登記済</p>	<p>保護台帳は区によって台帳のファイルが異なるた</p>

239	全区 保護担 当課	<p>膳本等の資料について全区で統一されていない。また書式、事務処理手順についても全区で統一されていない。市内全区において組織的・継続的な援助を統一的に実施するため、生活保護事務の基本となる保護台帳に編綴すべき書類・資料及び事務処理のための書式・手順を全区において統一されたい。</p> <p>意見 No.22 第5章 生活保護の実施体制 第2 査察指導</p> <p>ケースワーカー（標準担当世帯 80 世帯）7 人を指導監督すべき査察指導員は、実に 560 ものケース（標準数からの想定数）を把握し、指導監督しなければならない。そのためには、担当ケースワーカーのスケジュール管理をすることが肝要である。しかし、スケジュール管理が十分なされているとは言い難い状況である。そこで資産管理台帳などの各種管理台帳や訪問計画実施表等を整備活用して情報の共有を図り、年金加入状況管理進行表、査察指導台帳、法第 63 条及び法第 78 条の適用台帳等を作成し、もって査察指導員によるケースワーカーのスケジュール管理を徹底されたい。</p>	<p>め基本的な並びを合わせ、第三者が見てもわかりやすいものになるよう平成 28 年 9 月までに検討してまいります。書式や事務手順は統一することが重要と認識しておりますので、具体的に統一できるようマニュアルなどの作成を含め平成 28 年 9 月までに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>一部の区で使用している査察指導進行管理補助簿を参考に全区において補助簿を使用し、情報の共有化を図り、進行管理がより適切に行えるよう取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
-----	-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※措置欄に記載の【措置済み】、【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置方針が検討中であること、

を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。